

社会保険等未加入対策に関する想定問答

【基本関係】

問1 社会保険等とは何か。

社会保険(健康保険及び厚生年金保険)と労働保険(雇用保険)を指します。

問2 どのような場合でも、未加入業者を下請業者とすることが禁止されるのか。

一次下請では、当該未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合で、発注者が指定する期間内(1か月以内)に当該未加入建設業者が社会保険に加入したことを確認することのできる書類を提出した場合は、未加入業者との一次下請契約が認められます。

1か月以内に加入したことを確認できる書類の提出がなければ、契約約款に基づく制裁金等のペナルティが科されます。

二次以下の下請では、当該未加入建設業者を下請業者としなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合、又は、発注者が指定する期間内(1か月以内)に当該未加入建設業者が社会保険に加入したことを確認することのできる書類を提出した場合は、未加入業者を下請業者とすることができます。

ただし、未加入業者を下請業者とする場合、元請業者に対し、当該下請業者が社会保険等に加入するように指導を行うよう通知を行います。

問3 「特別の事情」が認められるのは具体的にどのような場合か。

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、その下請業者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合等です。

問4 そもそも発注者が未加入対策を実施する理由は何か。

社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就労環境を悪化させ、若年入職者が減少する一因になっていると言われています。

こうした若年入職者の減少により、経験の積み重ねによって磨かれる技能を熟練者から若者へ承継することが困難となり、建設産業自体の持続的発展が妨げられることとなります。

また、適正に保険料を負担している企業ほどコスト高となり、競争上不利になることが考えられます。

今回の取組は、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境の構築を目指すものです。

問5 どうして平成30年4月から実施するのか。

愛知県では、平成22年度から社会保険等に未加入の元請業者と契約をしないこととし、平成28年度からは社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結することを禁止してきましたが、国土交通省が平成29年度から二次以下の下請業者についても対策を講じており、また、平成29年7月には中央建設業審議会会長より公共工事標準請負契約約款の改正にかかる勧告がなされました。

本県では、これらの状況を踏まえ、平成30年4月から二次以下についても社会保険等未加入建設業者を下請業者とすることを禁止することとしました。

問6 公共工事の下請には警備業務や各種試験業務等も参入することがあるが、これらの業務は今回の未加入対策の対象となるのか。

今回の未加入対策の対象は、建設業許可を有する建設業者のみです。

問7 建設部のルールでは、草刈等の業務を建設業者に発注した場合は施工体制台帳の作成義務がないが、このような業務は今回の未加入対策の対象となるのか。

施工体制台帳の作成義務のない業務は今回の未加入対策の対象とはなりません。

問8 施工体制台帳又は再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄に記載誤りがあった場合はどうなるのか。

記載誤りの内容や事情等により個別に判断します。

【ペナルティ関係】

問9 指名停止の期間はどれくらいか。

愛知県建設工事等指名停止取扱要領(ホームページで公表)別表第1第4号の「契約違反」にあたりますので、2週間以上6か月以内の範囲で、個別に判断することになります。

問10 工事成績評定においてはどれくらい減点されるのか。

農林水産部で定めている工事成績評定表(ホームページで公表)により、法令遵守

等に違反があった場合は指名停止期間に応じて減点することとなっておりますので、その決定に従い判断することとなります。

仮に、指名停止期間が1か月ですと13点の減点になります。

問11 なぜペナルティまで科す必要があるのか。

ペナルティについては、一体的でより効果的な取組とするため、国土交通省と同様に、下請契約金額の10%の制裁金を請求し、指名停止及び工事成績評定の減点を措置することとしております。

問12 二次以下の下請業者が未加入の場合、元請業者に対するペナルティはないのか。

二次以下の下請業者が未加入であることを確認した場合は、元請業者に対し、当該下請業者が社会保険等に参加するように指導を行うよう通知を行うとともに、当該未加入業者について建設業担当部局である建設業不動産課へ通報することとしておりますが、当面、元請業者に対するペナルティはありません。

問13 下請業者が未加入の場合、当該下請業者に対するペナルティはないのか。

下請業者が未加入であることを確認した場合は、その旨を建設業担当部局である建設業不動産課へ通報することとしておりますが、県との契約の直接の相手方ではないことから、当該下請業者に対するペナルティはありません。

※未加入業者には入札参加資格を認めていないため、県との契約の直接の相手方となることはできません。

問14 施工体制台帳により一次下請業者が未加入業者であることが発覚した後で、元請業者が一次下請契約を解除し、他の下請業者に変更すると申し出た場合は認められるのか。その際はペナルティが適用されるのか。

一次下請業者の変更は認められます。ただし、当該一次下請業者と契約しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると認められなかった場合又は特別の事情が有すると認められた場合で、県が指定する期間内に当該一次下請業者が社会保険に参加したことを確認できる書類の提出がなかったときは、原則、ペナルティが適用されます。この他の場合は解除の時期等により個別に判断することとなります。

問15 ペナルティを受ける時期はいつか。

指名停止については、未加入の一次下請業者と契約しなければ工事の施工が困

難となる等の特別の事情が存在しないと県が判断したとき、又は、特別の事情が有すると認められた場合で県が指定する期間内に当該一次下請業者が社会保険に加入したことを確認できる書類の提出がなかったときに、速やかに指名停止期間を決定し措置します。

制裁金は、元請業者と一次下請業者の契約書の写しにより、最終的な契約金額が確認できたときに速やかに請求します。

工事成績評定の減点は工事の完了検査をするときに反映されます。

問16 完了検査後に、施工体制台帳等の記載誤りにより、一次下請業者が未加入業者であったことが判明した場合はどうなるのか。

この場合は契約期間が終了しているので、公共工事請負契約約款に基づく制裁金の適用は難しいと考えております。その他のペナルティについては、記載誤りの内容や事情等により個別に判断します。

問17 制裁金は請負代金と相殺するのか。

制裁金と工事代金がともに弁済期にあるときなど、民法の要件を満たす場合には、相殺後の請負代金を支払うこととなりますが、この他の場合は、制裁金の請求と工事代金の支払いをそれぞれ処理することとなります。制裁金の支払期限は県が納入通知書を発行してから概ね15日以内です。

【確認関係】

問18 社会保険等に加入しているか否かは、どのように確認するのか。

建設業法等により、元請業者が発注者に提出することとなっている施工体制台帳及び再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄について、健康保険、厚生年金保険、雇用保険すべてが「加入」又は「適用除外」になっているかを確認します。

問19 施工体制台帳又は再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」が未加入となっていた後に、新たに社会保険等に加入した場合はどうやって確認するのか。

保険料の領収書の写しなどの確認書類を提出していただきます。確認書類の詳細については、建設総務課のホームページに掲載している『平成30・31年度入札参加資格審査申請要領(建設工事)の「4(1)イ 愛知県が独自に設定する要件に関する書類」(P4・P5)を参照してください。

問20 施工体制台帳等の記載が虚偽でないことの確認はどう行うのか。

施工体制台帳等は、建設業法により作成が義務付けられているものであり、記載内

容は当然に真正なものであると考えています。

万が一、虚偽の記載があった場合は、監督処分の対象となります。

問21 建設業者としての加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

今回の取組は、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に基づき加入義務のある建設業者が各保険に加入することを促進するものです。

従って、個々の労働者の加入状況までは確認しません。

【適用除外関係】

問22 どういった建設業者が適用除外になるのか。

健康保険及び厚生年金保険については、常用労働者が5人未満の個人事業所は適用除外となります。

雇用保険については、常用労働者が1人でもいれば適用されます。

問23 社会保険等の適用除外となる建設業者もこの制度の対象となるのか。

個人事業主や一人親方など社会保険等が適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから、今回の未加入対策の対象とはなりません。

問24 建設業許可を有しているが、その工事での下請金額が500万円未満であった場合に、その業者は適用除外となるのか。

建設業許可を有している業者であれば、下請金額が500万円未満であっても、今回の未加入対策の対象となります。

問25 国民年金や国民健康保険への加入も指導されるのか。

今回の社会保険の未加入対策は、事業所としての加入を促進しようとするものです。

社会保険の適用を受けない事業所の労働者は、国民年金や国民健康保険などに加入することとなりますが、このように労働者が自らの責任で加入すべきものについては対象としていません。

【積算関係】

問26 下請業者が新規で社会保険等に加入すると保険料の事業主負担が発生する

が、この分は県の積算に含まれているのか。

県の積算では、本来事業主が負担すべき法定福利費の額について、平成24年度から、現場管理費の一部として計上しています。

問27 労働者の負担する保険料は県の積算に含まれているのか。

県の積算では、技能労働者の加入に必要な社会保険料について、その相当額を反映した設計労務単価を25年度から設定しています。

【建設業不動産業課関係】

問28 下請業者が未加入の場合、建設業担当部局はどのような措置を行うのか。

契約担当部局から報告を受けた建設業不動産業課は、愛知県知事が許可した建設業者に対しては、社会保険制度を所管する部局に通報します。

大臣許可や他の都道府県が許可した建設業者については、建設業不動産業課から、大臣許可業者は中部地方整備局に、他都道府県許可業者は、それぞれの許可権者に報告することとなります。

問29 そもそも社会保険等に未加入の業者は建設業の許可が受けられないのではないのか。

新規許可、更新許可ともに受けられます。

ただし、新規で許可の申請をした業者が未加入の場合は、最寄りの年金事務所や公共職業安定所で加入手続を行い4か月以内にその結果を届出するよう、文書による指導をしております。

指導を受けてもなお保険に加入しない場合には、更に厳しい内容で2度目の文書指導を行い、2か月以内に加入の届出が無い場合は、社会保険制度を所管する部局に通報します。